明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（総務・財務五）　一

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務二四四）　二
○保安林の指定をする件（農林水産二一三七～二一四四）　二
○令和五年度に交付する加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る総交付対象数量並びに生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価を定めた件（同二一四五）　四
○令和五年度の肉用子牛の保証基準価格を定めた件（同二一四六）　四
○肉用子牛の合理化目標価格を定めた件（同二一四七）　四
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の事由及び地域を改正する件（経済産業二一〇）　五
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件（同二一一）　五
○二酸化炭素放出抑制指標等に関する規定の適用を受けない船舶を定める告示の一部を改正する告示（国土交通一三〇一）　五
○電子情報処理組織を使用して建設業の許可を申請する場合に提出を省略することができる書面又は書類を定める件（同一三〇二）　六
○高速自動車国道に関する件（同一三〇三～一三〇五）　六
○自動車の登録及び検査に関する申請における光ディスクによる手続に係る光ディスクへの記録方式等に関する告示等の一部を改正する告示（同一三〇六）　七
○自動車重量税法に規定する納付受託者の指定の件（同一三〇七）　七
○運輸審議会から答申があった件（同一三〇八）　七
○平成二十五年国土交通省告示第千三百七号の一部を改正する告示（同一三〇九）　七

〔人事異動〕
内閣　最高裁判所　七

〔叙位・叙勲〕　七

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕　九
官庁事項
特定保安林の指定の解除について（農林水産省）　九
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（京都労働局最低賃金公示三・四）　九

〔公　告〕
諸事項
官庁
公認会計士法に基づく供託金取戻し、基本測量関係事項関係　九
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
会社その他　二七

省　令

○総務省・財務省令第五号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十条の六第二項第一号の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月二十八日

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表中第百号を第百五号とし、第九十四号から第九十九号までを五号ずつ繰り下げ、第九十三号を第九十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十八　ヨルダン

別表中第九十二号を第九十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十六　モンテネグロ

別表中第九十一号を第九十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十四　モルドバ

別表中第九十号を第九十二号とし、第六十三号から第八十九号までを二号ずつ繰り下げ、第六十二号を削り、第五十三号から第六十一号までを三号ずつ繰り下げ、第五十二号を第五十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十五　タイ

別表中第五十一号を第五十三号とし、第十三号から第五十号までを二号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の二号を加える。

十三　ウガンダ
十四　ウクライナ

附　則

この省令は、公布の日から施行する。